

(健Ⅱ395)
令和2年12月23日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

障害者虐待防止権利擁護研修に係る情報提供について

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられているところです。

今般、障害者虐待防止権利擁護研修について、厚生労働省より別添の事務連絡が発出され本会へも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えない範囲内で、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者の拡大を検討するよう依頼するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講する際のフローを整理し周知するものです。

今後、各都道府県の医療機関所管部局より、各医療機関宛に受講に関する具体的な案内がなされる予定となっているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管内郡市区医師会及び会員への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 2 年 12 月 10 日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

障害者虐待防止権利擁護研修に係る情報提供について

平素より医療行政の推進について、ご協力賜り御礼申し上げます。

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられております。

学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、「令和 2 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について」（令和 2 年 7 月 29 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）【別添 1】、「障害者虐待防止・権利擁護研修に係る学校等の長の受講について」（令和 2 年 12 月 4 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）【別添 2】が発出されました。

事務連絡においては、各都道府県障害保健福祉主管課に対して、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えない範囲内で、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することを検討いただくよう依頼される【別添 1】とともに、学校等の関係者が、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講する際のフローを別紙のとおり整理し、都道府県障害保健福祉部局宛てに周知されています。【別添 2】

今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添 1 及び別添 2 を各地方自治体関係部局に周知するよう依頼がありましたので、その内容をご了知の上、今後、各都道府県障害保健福祉主管課から、フローに基づき、参加の案内がございましたら、医療機関関係者の積極的な参加に向けて、貴管内医療機関に周知いただくようお願いします。

なお、別添 2 の受講フローについては、関係省庁等と調整済みであることを念のため申し添えます。

【参考：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23 年法律第 79 号）】

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

事 務 連 絡
令和２年７月２９日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

令和２年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今年度の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について、下記のとおりとすることとしましたのでお知らせいたします。

また、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施にあたっては、以下の点について配慮いただきますようお願いいたします。

記

（１）障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

国が実施する標記研修につきましては、障害保健福祉関係主管課長会議において令和２年１１月１７日（火）から１８日（水）までの日程で国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施する予定としてお示しておりました。

本研修については、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、全ての講義、演習についてオンラインで実施をすることといたしましたので、ご承知おきください。オンライン研修実施における推奨環境や受講に係る注意事項等については追ってご連絡いたします。（日程は変更ありません。）

（２）都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修について

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置を実施することとされております。

学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することにつきましてご検討いただくとと

もに、受講会場の配慮をお願いいたします。

また、都道府県の実施する研修について、障害者虐待防止を担当する市町村職員も受講していますが、今年度の研修実施に際して、未受講の市町村職員がいる市町村の把握及び当該市町村への受講勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の受講については、全日程の受講を求めるものではなく、例えば講義部分のみの受講でも差し支えありません。さらに、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の募集にあたっては、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えないよう、受講定員に余裕がある場合において、別途定員枠を設けることや、オンラインでの開催などの工夫をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

虐待防止対策係 池沼、中原

TEL：０３－５２５３－１１１１（３１４９）

FAX：０３－３５９１－８９１４

事 務 連 絡

令和2年12月4日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者虐待防止・権利擁護研修に係る学校等の長の受講について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、「令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について」（令和2年7月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）（別添）を発出し、各都道府県障害保健福祉主管課に対して、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することを検討いただくよう依頼したところです。

この度、学校等の関係者が、障害者虐待防止・権利擁護研修を受講する際のフローを別紙の通り整理するとともに、関係部局に対しても、都道府県の関係部局へ周知するよう依頼しました。

つきましては、障害保健福祉主管課においては、学校等の所管部局に対して、今年度の障害者虐待防止・権利擁護研修の開催要綱等について情報提供するとともに、別添事務連絡でお伝えした通り、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えない範囲内で、受講定員に余裕がある場合において、別途定員枠を設けることや、オンラインでの開催などの工夫をお願いいたします。

なお、別紙については、関係省庁等と調整済みであることを念のため申し添えます。

(別添)

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 29 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

令和 2 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の実施等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今年度の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について、下記のとおりとすることとしましたのでお知らせいたします。

また、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施にあたっては、以下の点について配慮いただきますようお願いいたします。

記

(1) 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修について

国が実施する標記研修につきましては、障害保健福祉関係主管課長会議において令和 2 年 11 月 17 日（火）から 18 日（水）までの日程で国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施する予定としてお示しておりました。

本研修については、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、全ての講義、演習についてオンラインで実施をすることといたしましたので、ご承知おきください。オンライン研修実施における推奨環境や受講に係る注意事項等については追ってご連絡いたします。（日程は変更ありません。）

(2) 都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修について

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置を実施することとされております。

学校の長等の障害者虐待防止の意識を醸成し、間接的防止措置を適切に果たすことができるようにする観点から、今年度の都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修より学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講対象とするよう、受講対象者を拡大することにつきましてご検討いただくとと

(別添)

もに、受講会場の配慮をお願いいたします。

また、都道府県の実施する研修について、障害者虐待防止を担当する市町村職員も受講していますが、今年度の研修実施に際して、未受講の市町村職員がいる市町村の把握及び当該市町村への受講勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

なお、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の受講については、全日程の受講を求めるものではなく、例えば講義部分のみの受講でも差し支えありません。さらに、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者の募集にあたっては、本来の研修受講生である自治体職員や障害者福祉施設従事者等の受講に差し支えないよう、受講定員に余裕がある場合において、別途定員枠を設けることや、オンラインでの開催などの工夫をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

虐待防止対策係 池沼、中原

TEL : 03-5253-1111 (3149)

FAX : 03-3591-8914

(別紙)

